平成２４年（フ）第２９号
熊本県上天草市松島町合津7138番地
債務者　汐見　智里（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第８６号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡４丁目36番地14パーシンカム・N103号
債務者　岩田　博孝
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４４２号
東京都西東京市芝久保町２丁目18番10号アーバンシティ106号
債務者　秋田　　孝
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５４号
栃木県宇都宮市陽東８丁目18番30号　メゾン栄Ｉ201
債務者　田島　典和
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５５号
栃木県宇都宮市陽東８丁目18番30号　メゾン栄Ｉ201
債務者　田島　宏美
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６１号
栃木県真岡市東郷５番地１　市営東郷団地832号
債務者　新夕　真志
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６７号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目29番８号
債務者　鈴木　秀男
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７５号
栃木県大田原市中田原2256番地　市営中田原団地73号
債務者　鈴木美佐子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３４１号
静岡市葵区東鷹匠町４番30―107号
債務者　青島　孝幸
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５１号
栃木県宇都宮市砥上町1147―１　レオパレス清水園106号室、住民票上の住所秋田県秋田市横森２丁目１番８号
債務者　藤村　豊一
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１６号
沖縄県中頭郡北谷町北前１丁目９番地12ゴールドハイム303
債務者　山内　昌也
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１２４号
沖縄県沖縄市登川３丁目46番15号　比嘉盛徳アパート202号室
債務者　金城　末子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１２７号
沖縄県沖縄市登川２丁目21番地Ｂ－106号
登川市営住宅、住民票上の住所沖縄県うるま市字栄野比87番地
債務者　仲間　聖代
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１６９号
東京都江東区亀戸１丁目39番１号
破産者　株式会社日高商工
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２２３号
埼玉県所沢市大字山口33番地１
破産者　株式会社サインポスト
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部